



佐倉市と株式会社アシストとの連携協力に関する包括協定書

佐倉市と株式会社アシスト（以下「両者」という。）は、相互に連携・協力し、さまざまな地域の課題に対して連携して取り組んでいくため、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、市民が安心していつまでもいきいきと健やかに過ごせるまちを実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

（1）新型コロナウイルス等の感染症対策に関すること

（2）市民の健康増進に関すること

（3）地域の安全・安心に関すること

（4）地域産業の振興に関すること

（5）災害支援に関すること

（6）高齢者・障害者支援に関すること

（7）地域の活性化・市民サービスの向上及び持続可能なまちづくりに関すること

（8）その他両者が協議し必要と認められること

（協議）

第3条 連携協力のための具体的事項については、個別に協議して定めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、いずれか一方から期間満了の3ヶ月前までに特段の申出がない限り、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議のうえ、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各1通を保管する。

令和2年12月21日

千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市

市長

（自署）

千葉県佐倉市下志津266番地11

株式会社アシスト

代表取締役

（自署）